

独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所科研費補助金等取扱細則

平成 28 年 4 月 1 日

所内規程第 53 号

一部改正 令和 5 年 1 月 1 日

令和 6 年 4 月 1 日

独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所科研費補助金等取扱規程（以下「規程」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項第 2 号及び第 3 号の取扱については、この細則に定めるところによる。

（相談窓口）

第 1 条 補助金等の事務処理手続きに係る相談窓口は、研究推進・国際センターとする。

2 補助金等の使用等に関するルール等の相談窓口は、管理部管理課契約係（清瀬地区）又は管理第二課契約係（登戸地区及び湘南地区）とする。

（監査担当者）

第 2 条 補助金等に係る内部監査（以下単に「内部監査」という。）の担当部署は、研究推進・国際センター長の命により、その都度組織する。

（監査の方法）

第 3 条 内部監査は、書類の監査及び実際の補助金等の使用状況等事実関係の確認によることを基礎として行うものとする。

（監査の実施）

第 4 条 内部監査は、各年度当初に規程第 13 条第 1 項第 3 号の監査計画を策定・公表の上で実施するものとする。

2 前項の計画には、前条の方法及び次条第 1 項の監査調書に関する技術的事項について定めることができる。

（監査の実施報告）

第 5 条 内部監査の監査担当者は、内部監査を終了したときは、内部監査の結果得られた事実の記録を整理した監査調書を作成し、不正防止計画推進部署を経由して最高管理責任者に提出する。

2 前条の監査の結果、不正の事実（不正の疑いのある場合を含む）がある場合は、別途その旨、不正防止計画推進部署を経由して最高管理責任者に報告するものとする。

（改善等）

第 6 条 内部監査の結果、改善を必要とする場合、最高管理責任者は当該研究員に対し改善を指示する。

(初期の施行日:平成 19 年 11 月 14 日)

附 則

この細則は、平成 27 年 3 月 20 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 31 日)

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 12 月 27 日)

この細則は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 3 月 29 日)

この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。